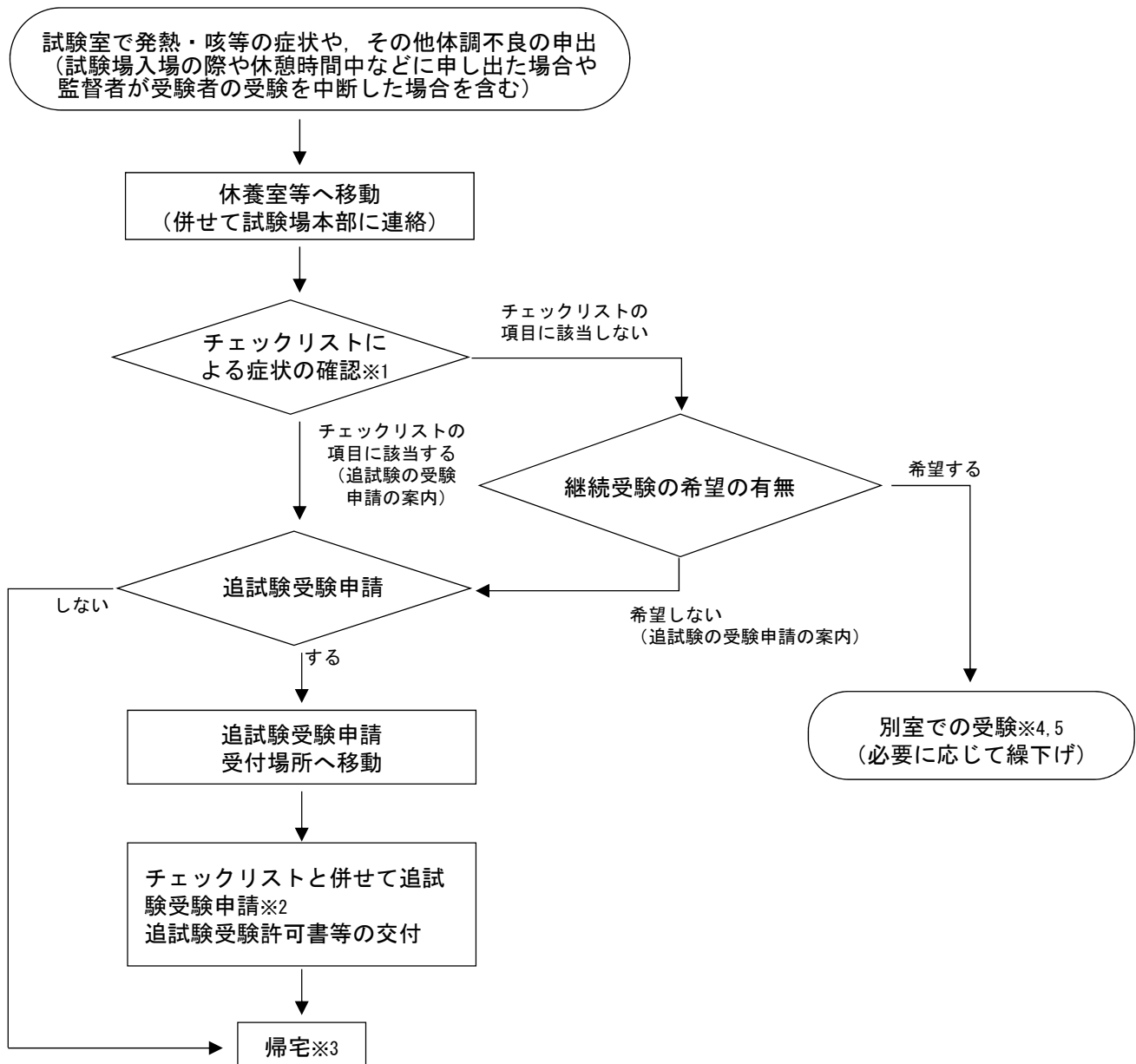


発熱・咳等の症状や、その他体調不良を申し出た受験者の
休養室等での対応



※1 休養室等では、医師等により、当該受験者の氏名、受験番号、新型コロナウイルス感染症の疑いの有無をチェックリストにより確認、必要に応じて処置等の実施

※2 発熱・咳等の症状を申し出た試験時間又は監督者が当該受験者の受験を中断した試験時間を含め、当該試験時間以降の教科・科目を対象として追試験を受験申請できることとするため、試験場本部要員が当日の受験済み科目の確認

※3 試験時間中に申出があった場合や、監督者において受験者の症状が他の受験者に影響があると判断し、当該受験者の受験を中断させた場合は、当該試験時間が終了するまで休養室等で一時休養させ、当該試験時間終了後に帰宅させること

※4 当該別室は体調不良者のために設置する予備の試験室（受験者間は概ね2メートル以上の間隔での座席配置）

※5 当初の試験室で受験できる状況の場合には、当初の試験室に戻して受験させても差し支えない